

令和2年（2020年）6月

伊丹市立伊丹高等学校
保護者 様

伊丹市教育長

「学校の新しい生活様式」に基づく今後の教育活動について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、文部科学省において令和2年5月22日に「学校の新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が策定され、地域の感染状況に応じた学校における児童生徒の行動基準が示されました。

本市では、6月1日から「レベル2」相当と判断し、ガイドラインに基づく対応を実施してきたところですが、市内や県下及び近隣他府県の感染状況や県の方針等を踏まえ、下記のとおり6月15日以降を「レベル1」相当へ移行していくことといたしました。

学校園では、今後も引き続き、各学校園において手洗いや咳エチケット、換気といった対策に加え、「3つの密」を回避し、感染防止の対応を行ってまいりますので、ご家庭におかれましても、児童生徒等の健康観察を継続いただくとともに、感染予防に努めてくださいますようお願いいたします。

記

1 教育活動

- (1) 授業については、各教室で可能な限り間隔をとる、マスクを着用する、換気を行う、こまめに手洗いをを行う、「3つの密」を回避する等、感染拡大防止策を講じた上で実施します。
- (2) 感染リスクの低い活動から徐々に行うなど、段階的に実施します。

2 出席停止（当面の間、現行の対応を継続します）

- (1) 生徒が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合及び風邪症状等がある場合
- (2) 同居者が濃厚接触者に特定された場合及び発熱や風邪症状等が続いた場合
- (3) 感染が不安で登校できない場合

3 臨時休業

6月15日（月）から、学校関係者の感染が確認された場合、感染の状況等を踏まえ、当該学校園の全部または一部を臨時休業とします。

※学校関係者の感染が確認された場合、保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、学校を休校とします。

※活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況等を踏まえ、保健所等の助言に基づき、学校の全部または一部の臨時休業を行います。

4 部活動

- (1) 生徒の健康・安全を第一に考慮して、感染状況に応じて実施内容や方法を工夫します。
- (2) 「3つの密」を避け、感染症対策を徹底した上で実施します。
- (3) 不要な用具の共用を避けるようにします。
- (4) 部室や更衣室は短時間のみの利用とし、一斉の利用を避けるようにします。
- (5) 屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や、大声を出すような活動等は避けるようにします。
- (6) 活動時間や活動内容等については以下の通りとします。

	期間	活動日数と時間	公式試合	練習試合	合同練習	合宿
I	6月15日(月) ～6月21日(日)	平日3日2時間上限 休日1日2時間上限	×	学区内○	学区内○	
II	6月22日(月) ～7月9日(木)	平日4日2時間程度 休日1日3時間程度	×	県内○	県内○	×
III	7月10日(金)～		当面の間、県内のみ ○			

※なお、7月6日(月)～は、期末考査一週間前となり部活動は原則禁止となります。

(以下、文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)より抜粋)

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に押さえ込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)